

# 令和5年第3回下仁田町議会定例会会議録第2号（14日）

招集年月日	令和5年9月12日								
招集の場所	下仁田町議会議場								
開閉会日時 及び宣言	開会	令和5年 9月12日午前10時00分				議長	佐藤 博		
	閉会	令和5年 月 日午 時 分				議長			
議員出席状況	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応招 10名 不応招 0名 出席 10名 欠席 0名 欠員 0名	1	並木 一夫	○	○	6	木暮 弘元	○	○	
	2	小井土 光弘	○	○	7	岩崎 正春	○	○	
	3	大手 博幸	○	○	8	佐藤 博	○	○	
	4	佐々木 信也	○	○	9	千野 榮治	○	○	
	5	岡田 邦敏	○	○	10	堀口 博志	○	○	
【凡 例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す									
会議録署名議員	1番	並木 一夫	2番	小井土 光弘					
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局長	佐藤 正明			書記	佐藤 里奈			
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀男			福祉課長	鈴木 昌吾			
	教 育 長	里見 立夫			保健課長	今井 美和			
	総務課長	岡野 均			農林課長	佐藤 圭司			
	企画課長	神戸 領栄			商工観光課長	林 光一			
	住民税務課長	下山 光一			建設水道課長	荻野 文昭			
	会計課長	岡野 宏巳			教育課長	竹内 誠			

## 議 事 日 程 別紙のとおり

---

### 会 議 に 付 し た 議 件

---

- 1 報告第3号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の修正について
- 報告第4号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 報告第5号 令和4年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
- 報告第6号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について
- 2 第46号議案 下仁田町教育委員会委員の任命について
- 3 第47号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第59号 予算決算特別委員会設置に関する決議
- 5 議案第60号 広報発行特別委員会設置に関する決議
- 6 議案第61号 少子高齢人口対策特別委員会設置に関する決議
- 7 議案第62号 有害鳥獣対策特別委員会設置に関する決議
- 8 特別委員会委員の選任について
- 9 特別委員会の正副委員長互選の結果報告
- 10 第48号議案 令和5年度下仁田町一般会計補正予算（第3号）
- 第49号議案 令和5年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第50号議案 令和5年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第51号議案 令和5年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第52号議案 令和5年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 第53号議案 令和4年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第54号議案 令和4年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第55号議案 令和4年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第56号議案 令和4年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第57号議案 令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第58号議案 令和4年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 12 陳情第2号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情書

### 会 議 の 経 過

---

○議長 佐藤博 これから本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程につきましては、既に決定いたしておりましたが、新たな案件が提出されましたので、お手元にお配りしたように日程を追加し、変更したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認めます。よって、本日の議事日程は、議席にお配りしたとおり変更することに決定いたしました。

---

○議長 佐藤博 日程第1、報告第3号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の修正について、総務課長に報告を求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、報告第3号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第3号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の修正について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和3年度決算における健全化判断比率の修正について、別紙監査委員の意見を付して、次のとおり報告します。

記、実質赤字比率、修正前、数値なし。修正後、数値なし。連結実質赤字比率、修正前、数値なし。修正後、数値なし。実質公債費比率、修正前、8.6%、修正後、8.5%。将来負担比率、修正前、10.5%、修正後、10.5%。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、報告させていただきます。

---

○議長 佐藤博 次に報告第4号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、総務課長に報告を求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、報告第4号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第4号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和4年度決算における健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して、次のとおり報告します。

記、実質赤字比率、数値なし。連結実質赤字比率、数値なし。実質公債費

比率、8.1%。将来負担比率、数値なし。いずれの数値も、早期健全化基準比率以内です。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、報告させていただきます。

---

○議長 佐藤博 次に報告第5号 令和4年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について、建設水道課長に報告を求めます。建設水道課長  
(荻野文昭建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、報告第5号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第5号 令和4年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和4年度における公営企業資金不足比率を、別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告します。

記、特別会計の名称、水道事業会計、浄化槽整備事業特別会計、いずれの会計におきましても、資金不足の状態ではございませんので、資金不足比率の欄には数値が記載されておられません。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、報告させていただきます。

---

○議長 佐藤博 次に、報告第6号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について、商工観光課長に報告を求めます。商工観光課長  
(林光一商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 林光一 命によりまして、報告第6号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第6号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社産業開発しもにたの経営状況を別紙のとおり報告する。

令和5年9月12日提出 下仁田町長 原秀男。

なお、添付書類の有限会社産業開発しもにた決算報告書(第21期)でございますが、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長 佐藤博 以上で報告は終わりました。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第2、第46号議案 下仁田町教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長  
(竹内誠教育課長 登壇)

○教育課長 竹内誠 命によりまして、第46号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第46号議案 下仁田町教育委員会委員の任命について。

下記の者を下仁田町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、早川直樹、XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXX。任期、令和5年10月1日から令和9年9月30日まで。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由、石井晃英氏の任期が令和5年9月30日に満了となるためでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第46号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長 佐藤博 次に日程第3、第47号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(鈴木昌吾福祉課長 登壇)

○福祉課長 鈴木昌吾 命によりまして、第47号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第47号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「15歳」を「18歳」に改め、同項第7号を削る。  
第4号第3項ただし書を削る。

附則、施行期日、第1項、この条例は、令和5年10月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の第3条第1項第1号の規定により支給対象者となった者に対する福祉医療費の支給については、施行の日（以下「施行日」という。）以後に医療を受けたものに限る。

第3項、施行日前において行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第47号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第4、議案第59号 予算決算特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

（佐藤正明議会事務局長 登壇）

○議会事務局長 佐藤正明 命によりまして、議案第59号を朗読説明いたします。

議案第59号 予算決算特別委員会設置に関する決議。

下仁田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり提出する。

令和5年9月14日提出、下仁田町議会議長 佐藤博様。

提出者 下仁田町議会議員 堀口博志、賛成者 同大手博幸、賛成者 同佐々木信也、賛成者 同岡田邦敏、賛成者 同木暮弘元、賛成者 同岩崎正春。

別紙をお願いいたします。

予算決算特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、予算決算特別委員会の設置をするものとする。

記、1、委員会の名称、予算決算特別委員会、2、設置根拠、地方自治法

第109条及び下仁田町議会委員会条例第5条、3、目的、下仁田町予算及び決算に対する調査、4、委員の定数、議員全員、5、調査期限、調査終了まで。

以上でございます。

○議長 佐藤博 朗読が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第59号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤博 次に日程第5、議案第60号 広報発行特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

(佐藤正明議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 佐藤正明 命によりまして、議案第60号を朗読説明いたします。

広報発行特別委員会設置に関する決議。

下仁田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり提出する。

令和5年9月14日提出、下仁田町議会議長 佐藤博様。

提出者 下仁田町議会議員 堀口博志。賛成者 同大手博幸、賛成者 同佐々木信也、賛成者 同岡田邦敏、賛成者 同木暮弘元、賛成者 同岩崎正春。

別紙をお願いいたします。

広報発行特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、広報発行特別委員会の設置をするものとする。

記、1、委員会の名称、広報発行特別委員会、2、設置根拠、地方自治法第109条及び下仁田町議会委員会条例第5条、3、目的、しもにた議会だより発行に関する調査、研究、4、委員の定数、7人の委員をもって構成する、5、調査期限、調査終了まで。

以上でございます。

○議長 佐藤博 朗読が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第60号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第6、議案第61号 少子高齢人口対策特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

(佐藤正明議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 佐藤正明 命によりまして、議案第61号を朗読説明いたします。

議案第61号 少子高齢人口対策特別委員会設置に関する決議。

下仁田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり提出する。

令和5年9月14日提出、下仁田町議会議長 佐藤博様。

提出者 下仁田町議会議員 堀口博志、賛成者 同大手博幸、賛成者 同佐々木信也、賛成者 同岡田邦敏、賛成者 同木暮弘元、賛成者 同岩崎正春。

別紙をお願いいたします。

少子高齢人口対策特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、少子高齢人口対策特別委員会の設置をするものとする。

記、1、委員会の名称、少子高齢人口対策特別委員会、2、設置根拠、地方自治法第109条及び下仁田町議会委員会条例第5条、3、目的、少子高齢化並びに人口減少に関する調査、研究、4、委員の定数、議員全員、5、調査期限、調査終了まで。

以上でございます。

○議長 佐藤博 朗読が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
議案第61号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されま  
した。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第7、議案第62号 有害鳥獣対策特別委員会設置に  
関する決議を議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

(佐藤正明議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 佐藤正明 命によりまして、議案第62号を朗読説明いたします。

議案第62号 有害鳥獣対策特別委員会設置に関する決議。

下仁田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり提出する。

令和5年9月14日提出、下仁田町議会議長 佐藤博様。

提出者 下仁田町議会議員 堀口博志、賛成者 同大手博幸、賛成者 同  
佐々木信也、賛成者 同岡田邦敏、賛成者 同木暮弘元、賛成者 同岩崎正  
春。

別紙をお願いいたします。

有害鳥獣対策特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、有害鳥獣対策特別委員会の設置をするものとする。

記、1、委員会の名称、有害鳥獣対策特別委員会、2、設置根拠、地方自  
治法第109条及び下仁田町議会委員会条例第5条、3、目的、有害鳥獣に  
ついての苦情対策・捕獲・処理・活用等の調査研究、4、委員の定数、5人、  
5、調査期限、調査終了まで。

以上でございます。

○議長 佐藤博 朗読が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。質疑は  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論  
はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
議案第62号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第8、特別委員会委員の選任についてお諮りいたします。

ただいま設置されました予算決算特別委員会、広報発行特別委員会、少子高齢人口対策特別委員会、有害鳥獣対策特別委員会の委員の選任につきましては、下仁田町議会委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認めます。よって、予算決算特別委員会、広報発行特別委員会、少子高齢人口対策特別委員会、有害鳥獣対策特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第9、特別委員会の正副委員長の互選結果についてを報告いたします。

予算決算特別委員会委員長 佐々木信也君、同副委員長 岩崎正春君、同副委員長 岡田邦敏君。

広報発行特別委員会委員長 小井土光弘君、同副委員長 並木一夫君。

少子高齢人口対策特別委員会委員長 堀口博志君、同副委員長 岩崎正春君、同副委員長 岡田邦敏君。

有害鳥獣対策特別委員会委員長 大手博幸君、同副委員長 岡田邦敏君。

以上のとおり互選されました。

---

○議長 佐藤博 次に、日程第10、第48号議案から第52号議案までの各議案を一括議題とし、第48号議案 令和5年度下仁田町一般会計補正予算(第3号)から順次説明を願います。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第48号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第48号議案 令和5年度下仁田町一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度下仁田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,323万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,650万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。  
令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入です。11款地方交付税1億9,563万6,000円、15款国庫支出金1,983万2,000円、16款県支出金48万2,000円、18款寄附金700万円、19款繰入金、1億3,031万6,000円の減、20款繰越金9,470万1,000円、22款町債1,410万円の減、歳入合計49億2,327万1,000円に1億7,323万5,000円を追加し、50億9,650万6,000円としたいとするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出です。2款総務費7,842万8,000円、3款民生費125万6,000円の減、4款衛生費2,007万1,000円、7款商工費800万円、8款土木費6,799万2,000円、歳出合計49億2,327万1,000円に1億7,323万5,000円を追加し、50億9,650万6,000円としたいとするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正（変更）です。起債の目的は、過疎対策事業（公営住宅建設事業債）で限度額410万円から全額を減額し、限度額ゼロ円に。臨時財政対策債は限度額2,600万円から1,000万円を減額し、限度額1,600万円としたいとするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じです。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては省略をさせていただきます。また、8 ページの2、歳入、10 ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 次に、第49号議案 令和5年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第50号議案 令和5年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、第51号議案 令和5年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、福祉課長に説明を求めます。福祉課長（鈴木昌吾福祉課長 登壇）

○福祉課長 鈴木昌吾 命によりまして、第49号議案から第51号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第49号議案 令和5年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ772万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,659万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに歳入でございます。7款繰越金772万5,000円、歳入合計9億8,887万2,000円に772万5,000円を追加し、9億9,659万7,000円としたいとするものです。

次に歳出でございます。10款予備費772万5,000円、歳出合計9億8,887万2,000円に772万5,000円を追加し、9億9,659万7,000円としたいとするものです。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては省略

させていただきます。

5 ページ、2、歳入、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第50号議案をお願いいたします。

第50号議案 令和5年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。3款繰入金181万9,000円の減、4款繰越金181万9,000円、歳入合計1億5,338万1,000円で、補正予算額の増減はございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては省略させていただきます。4ページ、2、歳入につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第51号議案をお願いします。

第51号議案 令和5年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,824万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,979万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し

上げます。

初めに歳入でございます。3款国庫支出金25万8,000円、4款支払基金交付金30万9,000円、5款県支出金177万8,000円、7款繰入金、54万6,000円、8款繰越金、4,535万3,000円、歳入合計、13億9,154万6,000円に4,824万4,000円を追加し、14億3,979万円としたいとするものです。

次に、歳出でございます。1款総務費ゼロ円、2款保険給付費384万1,000円の減、4款基金積立金81万6,000円、5款地域支援事業費484万6,000円、7款諸支出金4,642万3,000円、歳出合計13億9,154万6,000円に4,824万4,000円を追加し、14億3,979万円としたいとするものです。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては省略させていただきます。6ページ、2、歳入、8ページ、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 次に、第52号議案 令和5年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について、建設水道課長に説明を求めます。建設水道課長

（荻野文昭建設水道課長 登壇）

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第52号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第52号議案 令和5年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億65万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入、6款繰入金158万9,000円、歳入合計9,907万円に158万9,000円を追加し、1億65万9,000円としたいとさせていただきます。

歳出、1款浄化槽事業費158万9,000円、歳出合計9,907万円に158万9,000円を追加し、1億65万9,000円としたいとさせていただきます。

3ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。なお、4ページの2、歳入、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。

○議長 佐藤博 提案説明が終わりましたので、第48号議案から第52号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたしておきます。

それでは、質疑を願います。木暮弘元君

○6番 木暮弘元 第48号議案 令和5年度下仁田町一般会計補正予算（第3号）の10ページの区分12の委託料484万円、その他の委託料、ちょっと私はよく理解ができていなかったもので、これをお聞きいたします。街なか活性化事業整備概略設計等業務ということで、この484万の内容をお聞きしたいと思っております。よろしくお聞きいたします。

○議長 佐藤博 企画課長

○企画課長 神戸領栄 お答えいたします。

街なか活性化事業基本計画としまして、今年度より各事業を実施しているということでございますが、駅周辺の集いの場とこんにゃく手づくり体験道場の町なかの拠点は主に整備事業となることから、町の各種団体、学識経験者、県等で組織する整備推進委員会を設置し、事業案についての協議が始まっております。下部組織に専門委員会を立ち上げまして、その中身について案を揉みまして、整備推進委員会に提案し、意見をいただくサイクルを繰り返しながら、整備事業の内容にまとめていただきたいというふうに考えております。その内容を基に、概略設計や概算事業費の算出、また説明用図面やパース図の作成などを行いまして、本格的な事業へ向けた概要の資料などを

整える必要があります。それには技術や専門知識が必要なため、概略設計等の業務を委託したいとして、予算要求をさせていただきました。

財源には、公用または公共用の施設の整備に要する経費の財源に充てるための基金であります都市計画区域公共施設等整備基金の充当をさせていただきたいという旨を7月の全員協議会にてご了解をいただいたところです。

以上です。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 そうすると、要するに、今の課長が説明したとおりでございますけれども、やはり事業者はもう決まっておるのでしょうか。

○議長 佐藤博 企画課長

○企画課長 神戸領栄 事業者の選定はこれからを予定しております。補正予算の可決をいただきましたらその選定に入りたいと思いますが、プロポーザル方式による業者選定を予定しているところでございます。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 概ね分かりました。要するに、こんにやく体験道場とかそういう部分をまた新しく作り直すということなんでしょうか。課長、ご意見をお聞かせ願えればと思います。

○議長 佐藤博 企画課長

○企画課長 神戸領栄 先ほども申しましたとおりに、整備推進委員会を設置して、その中で議論をしていただくということになります。これからその施設整備については検討が進められるというところでございます。

○議長 佐藤博 ちょっと、暫時休憩させてください。暫時休憩します。

休 憩 午後 2時17分

再 開 午後 2時19分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。木暮弘元君

○6番 木暮弘元 大変分かりました。予算決算でまた勉強しまして質問をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 ほかに質疑はございませんか。小井土光弘君

○2番 小井土光弘 48号議案の令和5年度下仁田町一般会計補正予算（第3号）のうちの10ページの6目企画費、13節機械等借上料、特産品販売検証事業自動販売機借上料59万4,000円、これの説明をお願いします。

○議長 佐藤博 企画課長

○企画課長 神戸領栄 お答えいたします。

街なか活性化事業の基本計画を策定する中で、町内に電車で訪れる方等が

お土産を買う場所がないとご意見をいただく場合があります。そのような中、観光地や各地域で利用されている自動販売機を活用した特産品販売はどうかと、取組案の中に示されました。この自動販売機による特産品販売について検証事業を実施いたしまして、持続的な事業推進が図れるよう運営管理などを検討したいとするもので、県の地域振興調整費補助金の事業費の2分の1をいただきながら実施をする予定でございます。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 ちなみに、これは設置のほうは、自動販売機の設置のほうはどこに行いますか。

○議長 佐藤博 企画課長

○企画課長 神戸領栄 2台を予定しておりますが、下仁田駅とこんにやく体験道場など、これもこれから選定をさせていただきたいというふうに思います。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 ちなみに、特産品とありますが、どのようなものを予定していますか。

○議長 佐藤博 企画課長

○企画課長 神戸領栄 町内の特産品など、特徴のあるお土産などを扱うことができると考えておりますが、事業体の検証を含めまして、まずは町内の納品が可能な事業者様等にお声がけをさせていただきたいと考えております。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 もうすぐ下仁田ねぎの時期になるんですけれども、ねぎ等は考えていますか。

○議長 佐藤博 企画課長

○企画課長 神戸領栄 販売機の容量等もございまして、そのものが扱えるかどうか、その辺も含めて検証したいと考えております。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 ちょっと前に戻るんですけれども、下仁田駅とこんにやく体験道場の2か所という設置なんですけれども、夜間のお客さんというのは少ないと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長 佐藤博 企画課長

○企画課長 神戸領栄 常時の24時間稼働かどうかも含めまして検証させていただきたいと考えております。

○議長 佐藤博 小井土光弘君

○2番 小井土光弘 24時間可能ならば、例えば道の駅等お客さんが寄りやすい

ところ、そういったことも考えられると思いますので、そういうことも考えながら、少し検討していただければと思います。

○議長 佐藤博 ほかにご質疑ございますか。佐々木信也君

○4番 佐々木信也 先ほどの木暮議員と同じ10ページの6企画費、12その他の委託料、街なか活性化事業整備設計等業務とあるんですけれども、町なかを活性化させることはすごくいいことだと思います。だけれども、年々人口が減ったり、町が静かになってくるに当たって、町なかに限らず、町の中を、町なかというんじゃないで町を活性化させる方向に考えてもらってもいいんじゃないかと思うので、これは予算決算で質問させて、またいただきますので、よろしくをお願いします。

○議長 佐藤博 ということは、答弁はよろしいですね。

○4番 佐々木信也 はい。

○議長 佐藤博 ほかに質疑ございますか。

質疑がないようですので、質疑を終結し、第48号議案から第52号議案の5議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで10分間、暫時休憩とさせていただきます。再開を2時35分、お願いいたします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時35分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

○議長 佐藤博 次に、日程第11、第53号議案から第58号議案までを一括議題といたします。

まず、第53号議案 令和4年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第53号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

決算書3ページをお願いいたします。

第53号議案 令和4年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度下仁田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

4ページをお願いいたします。

令和4年度下仁田町一般会計歳入歳出決算書。

初めに歳入でございます。款の区分と収入済額を申し上げます。

1款町税8億1,408万2,872円、2款地方譲与税8,615万4,000円、3款利子割交付金26万2,000円、4款配当割交付金337万1,000円、5款株式等譲渡所得割交付金254万4,000円、6款法人事業税交付金1,309万5,000円、7款地方消費税交付金1億7,049万8,000円、8款ゴルフ場利用税交付金1,265万7,330円、8款環境性能割交付金577万5,000円、10款地方特例交付金155万2,000円、11款地方交付税27億94万9,000円、12款交通安全対策特別交付金106万3,000円、13款分担金及び負担金1,713万6,129円、14款使用料及び手数料3,887万384円。

6ページをお願いいたします。

15款国庫支出金6億2,285万9,038円、16款県支出金2億7,841万2,092円、17款財産収入2,426万8,911円、18款寄附金1億1,953万4,280円、19款繰入金1億1,063万1,571円、20款繰越金1億1,065万5,929円、21款諸収入7,556万4,370円、22款町債2億7,760万円、23款自動車取得税交付金8万9,626円、歳入合計の収入済額が54億8,860万7,532円です。

8ページをお願いいたします。

歳出です。款の区分と支出済額を申し上げます。

1款議会費6,690万5,677円、2款総務費14億5,042万5,273円、3款民生費10億9,307万3,725円、4款衛生費7億9,550万9,277円、5款労働費40万700円、6款農林水産業費2億3,910万2,159円、7款商工費8,504万6,781円、8款土木費3億371万5,663円、9款消防費2億5,387万7,002円、10款教育費4億4,205万6,188円。

10ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、支出はございません。12款公債費6億4,771万6,730円、13款諸支出金195万3,844円、14款予備費、支出

はございません。歳出合計の支出済額は53億7,978万3,019円で、歳入歳出差引残額は1億882万4,513円です。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、12ページからの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

続きまして、194ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。一般会計の表中区分と金額を申し上げます。

1、歳入総額54億8,860万7,532円、2、歳出総額53億7,978万3,019円、3、歳入歳出差引額1億882万4,513円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費逐次繰越額はございません。(2)繰越明許費繰越額412万3,000円、事故繰越繰越額はございません。計412万3,000円、5、実質収支額1億470万1,513円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 次に、第54号議案 令和4年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第55号議案 令和4年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、第56号議案 令和4年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上の提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(鈴木昌吾福祉課長 登壇)

○福祉課長 鈴木昌吾 命によりまして、第54号議案から第56号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

決算書195ページをお願いいたします。

第54号議案 令和4年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけ、議会の認定に付する。

196ページをお願いいたします。

令和4年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款国民健康保険税1億4,796万9,959円、2款使用料及び手数料4万5,900円、3款国庫支出金、ございません。4款県支出金7億

3, 281万9, 387円、5款財産収入660円、6款繰入金6, 120万2, 236円、7款繰越金1, 502万1, 396円、8款諸収入1, 206万618円、歳入合計9億6, 912万156円でございます。

198ページをお願いいたします。

次に、歳出ですが、款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費639万7, 443円、2款保険給付費6億9, 699万4, 776円、3款国民健康保険事業納付金2億2, 490万8, 582円、4款共同事業拠出金35円、5款財政安定化基金、拠出はございません。6款保健事業費1, 515万9, 834円、7款基金積立金660円、8款公債費はございません。9款諸支出金1, 793万1, 955円、10款予備費はございません。

200ページをお願いいたします。

歳出合計9億6, 139万3, 285円、歳入歳出差引残金772万6, 871円。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

次の202ページから207ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

228ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。国民健康保険特別会計、1、歳入9億6, 912万156円、2、歳出総額9億6, 139万3, 285円、3、歳入歳出差引額772万6, 871円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額772万6, 871円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

229ページをお願いいたします。

第55号議案 令和4年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

230ページをお願いいたします。

令和4年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

初めに歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料9, 168万2, 300円、2款使用料及び手

数料5, 400円、3款繰入金4, 949万8, 500円、4款繰越金188万5, 094円、5款諸収入583万6, 970円、歳入合計、1億4, 890万8, 264円でございます。

232ページをお願いいたします。

次に、歳出です。款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費218万8, 053円、2款保険事業費620万5, 190円、3款後期高齢者医療広域連合納付金1億3, 866万5, 571円、4款諸支出金2万9, 200円、5款公債費はございません。6款予備費もございません。歳出合計1億4, 708万8, 015円、歳入歳出差引残額182万249円。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

234ページから241ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

242ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。後期高齢者医療特別会計、1、歳入総額1億4, 890万8, 264円、2、歳出総額1億4, 708万8, 015円、3、歳入歳出差引残額182万249円、4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額182万249円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

243ページをお願いいたします。

第56号議案 令和4年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

244ページをお願いします。

令和4年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款保険料2億1, 937万4, 133円、2款使用料及び手数料1万600円、3款国庫支出金3億8, 565万6, 317円、4款支払基金交付金3億4, 267万8, 000円、5款県支出金1億9, 330万755円、6款財産収入1, 051円、7款繰入金1億9, 179万8, 005円、8款繰越金4, 778万4, 583円、9款諸収入71万8, 448円、歳入合計13億8, 132万1, 892円。

246ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費992万8,343円、2款保険給付費12億1,672万1,307円、3款財政安定化基金拠出金はございません。4款基金積立金1,051円、5款地域支援事業費6,060万3,153円、6款公債費はございません。7款諸支出金4,871万3,893円、8款予備費はございません。

248ページをお願いいたします。

歳出合計13億3,596万7,747円、歳入歳出差引残額4,535万4,145円。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

250ページから277ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

278ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。介護保険特別会計、1、歳入総額13億8,132万1,892円、2、歳出総額13億3,596万7,747円、3、歳入歳出差引額4,535万4,145円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額4,535万4,145円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はございません。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 次に、第57号議案 令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定ついて、第58号議案 令和4年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、以上の提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

(荻野文昭建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第57号議案、第58号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

決算書の279ページをお願いいたします。

第57号議案 令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付

する。

280ページをお願いいたします。

令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款分担金及び負担金367万9,212円、2款使用料及び手数料2,359万1,571円、3款国庫支出金1,447万5,000円、4款県支出金253万4,000円、5款財産収入111円、6款繰入金1,102万841円、7款繰越金100万円、8款諸収入111円、9款町債1,060万円、歳入合計6,690万846円でございます。

282ページをお願いいたします。

歳出、款の区分と支出済額を申し上げます。

1款浄化槽事業費5,727万9,666円、2款公債費862万1,180円、3款予備費はございません。歳出合計6,590万846円、歳入歳出差引残額100万円。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

次の284ページから291ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

292ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。浄化槽整備事業特別会計、区分1、歳入総額6,690万846円、2、歳出総額6,590万846円、3、歳入歳出差引額100万円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額100万円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上でございます。

続きまして、別冊水道事業決算書の1ページをご覧ください。

第58号議案 令和4年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度下仁田町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、令和4年度下仁田町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

令和4年度下仁田町水道事業決算報告書。

収益的収入及び支出でございますが、款の区分と決算額のみを申し上げます。

収入、第1款水道事業収入2億4,911万3,640円、支出、第1款水道事業費用2億3,788万5,202円でございます。

4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、同じく款の区分と決算額のみを申し上げます。

収入、第1款資本的収入7,126万1,722円、支出、第1款資本的支出1億5,180万2,771円でございます。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額8,054万1,049円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額130万5,657円、当年度分損益勘定留保資金5,359万7,328円、減債積立金2,563万8,064円で補填した。

7ページ以降の説明につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 佐藤博 ここで暫時休憩いたします。

監査委員の入室をお願いいたします。

休 憩 午後 3時06分

再 開 午後 3時07分

(茂木吉成監査委員 入室)

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

第53号議案から第58号議案の説明が終わりましたので、監査委員から監査結果の報告を願います。監査委員

(茂木吉成監査委員 登壇)

○監査委員 茂木吉成 監査委員の茂木吉成です。

ご指名を受けましたので、令和4年度下仁田町一般会計、特別会計決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算について審査しましたので、その結果を報告いたします。

去る8月2日から8月4日までの期間にわたりまして岩崎正春監査委員と共に地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された書類を審査いたしました。また、平成19年6月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3

条及び第22条の規定による審査も併せて実施いたしました。

審査の対象ですが、一般会計及び特別会計においては、令和4年度下仁田町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、浄化槽整備事業特別会計の各歳入歳出決算書、令和4年度下仁田町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、基金の状況一覧表等であります。公営企業会計においては、令和4年度下仁田町水道事業会計決算書であります。

審査の方法ですが、町長から提出されました令和4年度各会計決算書類及び附属書類が法令に規定された様式に基づき作成されているか、また計数が正確であるかを確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明聴取を受けました。

基金の状況一覧は、その計数が正確であるか、また、基金が正確に運用されているかなどを主眼にして審査を実施いたしました。

公営企業会計は、関係書類が法令の規定に従い作成され、経営成績、財政状態を検証するため諸帳簿等の突合を実施し、地方公営企業法第3条の趣旨にのっとり事業が運営されているかを主眼に審査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取いたしました。

次に、審査の結果ですが、審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書及び証書類は、いずれも法令で示す様式を整え、その計数は正確でありました。

予算の執行状況は、以前に比べまして、予算額と支出済額との差額の過大差は見受けられなくなりました。

なお、不用額の大きな項目については、それぞれ担当から概況を説明済みです。

基金について、計数及び運用状況は適正に管理運用されておりました。

公営企業会計処理は、企業会計原則に準拠して行われ、その計算は正確であり、各事業の経営成績及び財政状態は適正に表示しているものと認められました。

次に、財政健全化審査は、町長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づきまして審査をいたしました。また、経営健全化審査も町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき審査をいたしました。

いずれも適正に作成されており、基準をクリアしています。

次に、審査の概要を述べますので、今後の行政執行に留意をお願いしたい

と思います。

一般会計、特別会計に共通して言えることは、予算執行においては、さきにも申しあげましたように、予算額と支払済額との差額は改善されております。予算の策定に当たっては、資料の収集に努め、経常的経費も常に見直しを行い、単に前年踏襲にならないよう適正な予算額の計上に努めていただきたい。また、税の公平負担の原則の立場から、滞納者に寄り添った納税相談や早期催促、早期調査、早期差押え、早期執行停止や現年度滞納処分に係る給与や年金の差押えによる滞納の高額化の抑制と滞納者対策を積極的に行った結果、町税全体の収納率は99.49%で、県内第4位の収納率となっており、ちなみに、前年は県内第6位でございました。収納未済額圧縮に向け努力されたことがうかがえます。

歳入確保や公平負担の原則遵守のため、自主納付思想啓発、悪質滞納者への法的手段も含め、徴収手法のさらなるレベルアップにより、滞納額の圧縮及び収納率向上に引き続き取り組まれない。

令和4年度以降も物価高騰等の影響により、税収減少や徴収率減少も懸念されます。税減免措置による税収減分は交付税措置や交付金、国庫補助金等で補填されるとはいえ、今後もよりきめ細やかな納税対応を推進願いたい。

次に、公営企業会計水道事業は、人口減少に伴い、早急な回復は望めない現状下においては、主要施策と実現方策として、経年管や施設の計画的更新や耐震化、災害時の給水体制の充実、水質検査や水質監視に係る管理体制の強化、濁水対策、有収率の向上や経費節減等の運営基盤強化、環境への配慮等の取組を推進徹底し、経営のさらなる安定化に努められたい。

最後になりましたが、今後の財政運営につきましては、これまで行ってきた行財政改革を引き続き推進するとともに、効果的な事業運営と健全な財政運営に努め、下仁田町民福祉の向上に一層努力されますようお願いいたします。

以上で、下仁田町一般会計、特別会計、公営企業会計の監査意見を申しあげました。よろしく願います。以上であります。

○議長 佐藤博 監査結果の報告が終わりましたので、第53号議案から第58号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたしておきます。それでは質疑を願います。

質疑はございませんか。堀口博志君

○10番 堀口博志 第56号議案、介護特別会計。監査委員の指摘にもあるんで

すけれども、一般会計では不用額が総務費、それから民生費等となっておりまして、特別会計の中では介護保険特別会計が不用額が多く出ているとの指摘がありました。一般会計で民生費、そして特別会計では介護保険が不用額が多いという指摘なんですけれども、介護保険の中を見ていきますと、9,000万の不用額が出ておりまして、その中で、2款1項老人介護サービス給付費、この中で3,400万円の不用額が出ておりますが、この項目上、どういう状況になっての不用額だったのでしょうか。その説明だけお願いいたします。

○議長 佐藤博 福祉課長

○福祉課長 鈴木昌吾 お答えいたします。

申し訳ありません。詳細まではちょっと分からないんですが、また詳細は調べさせていただきましてお答えするわけには……よろしいでしょうか。

○議長 佐藤博 堀口博志君

○10番 堀口博志 決算ということなので、大まかのことでよいとは思ったんですけれども、状況等々についてはそれぞれ変化があることと理解をしています。そういう質問ではありますが、予算決算、ここで答えがなかなかできないということであれば、予算決算特別委員会の中で答えをいただければいいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 福祉課長

○福祉課長 鈴木昌吾 それでは、予算決算でよろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結し、第53号議案から第58号議案の6議案については、予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長 佐藤博 次に日程第12、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第2号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情書は、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長 佐藤博 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

---

散 会                      令和5年9月14日                      午後 3時24分